

兵庫県公報

平成30年 1月26日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公 告	ページ
○平成30年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」編集業務企画提案コンペの実施（広報課）	1

公 告

平成30年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」編集業務企画提案コンペの実施

平成30年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」編集業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成30年 1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

平成30年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」について、「県民にとって読む価値のある、手にとって読みたいとなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

平成30年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」編集業務企画提案コンペ

(2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

(3) 提案対象

タブロイド判8面の「県民だよりひょうご」のうち、5面分の作品とする。

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画県民部知事室広報課地域広報班（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 ファクス（078）362-3903

電子メール kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募申込書の提出期限日及び選考委員会の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県が提示する制作基本要領に従って発行業務を行えること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

事務局において配布する。

- イ 配布期間
平成30年1月26日（金）から同年2月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 応募図書の受付
 - ア 受付方法
事務局に持参すること。
 - イ 受付期間
平成30年1月26日（金）から同年2月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）
午前9時から午後5時（平成30年2月26日（月）は午後3時）まで（正午から午後1時までを除く。）
- 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答
 - (1) 質疑
 - ア 質疑の方法
電子メール又はファクスにより事務局に提出すること（募集要項に定める質疑応答書によること。）
 - イ 質疑受付期間
平成30年1月26日（金）午前9時から同年2月16日（金）午後5時まで
 - ウ 回答
平成30年2月19日（月）までに、電子メール又はファクスにより回答する。
- 6 応募図書等
 - (1) 応募図書
応募図書は次のとおりとする。なお、審査の必要上、後日、追加の資料の提出を求めることがある。
 - ア 応募申込書（募集要項に定める様式）
 - イ 会社概要
 - ウ スタッフ略歴
 - エ 企画作品（15部）
 - オ 企画説明書（募集要項に定める様式）（15部）
 - カ 応募者が主となって制作した定期刊行物（15部）
 - キ 制作費等見積書
 - (2) 応募図書の著作権の帰属
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、委託契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。
 - (3) 応募図書の提出後の取扱い
 - ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。
 - イ 応募図書は、返却しない。
- 7 応募に要する費用
応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- 8 当選者の決定及び通知の方法
 - (1) 審査及び選考方法
 - ア 提出物に不備のある者は受け付けない。
なお、応募者は提出に先立ち、提出物について不備がないか事前審査を受けることができる。
 - イ 県が設置する選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。
なお、審査に際しては、平成30年3月8日（木）に企画のプレゼンテーション発表を求める。
 - ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。
 - エ 応募者が5者を超える場合、選考委員会において、提出物等による1次審査を実施する場合がある。
 - (2) 当選者等の通知
応募者全員に、応募件数及び当選者の名称を郵送で3月中旬に通知する。
- 9 当選者の取扱い
所定の手続を経た後、当選者に平成30年5月号から31年4月号までの「県民だよりひょうご」通常号の編集業務並びに増刷号の編集及び印刷業務を委託する。
- 10 その他の応募条件等

兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」編集業務企画提案コンペ募集要項による。